

平成29年4月1日から、雇用保険の基本手当について 受給期間延長の申請期限を変更します

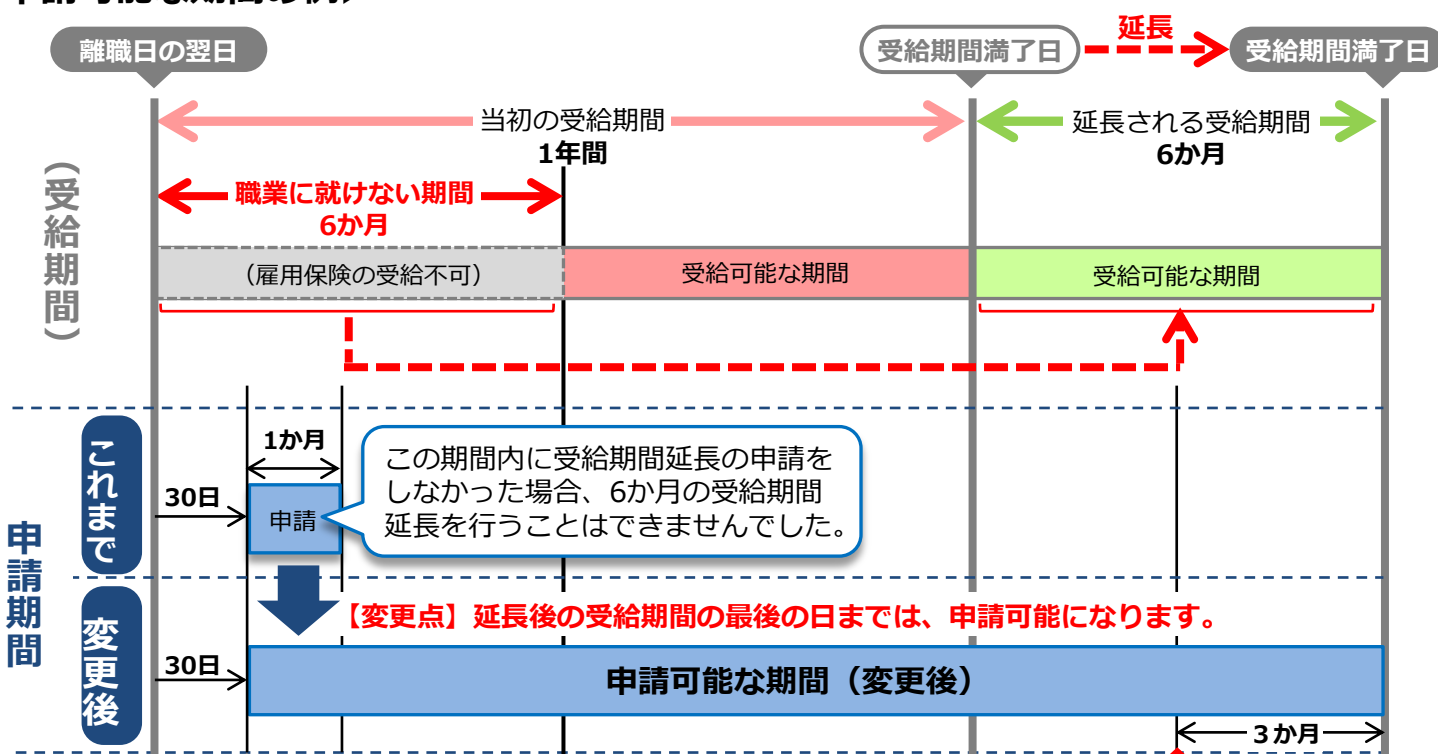
雇用保険の基本手当に関する「受給期間延長」とは…

雇用保険の基本手当は、原則、離職日の翌日から1年以内（以下、「受給期間」という。）の失業している日について、一定の日数分支給します。しかし、この受給期間内に、妊娠、出産等の理由により引き続き30日以上職業に就くことができない場合は、その期間の雇用保険は受給できません。そのため、ハローワークに申請することにより、受給期間に、職業に就けない期間を加えることができ、受給期間を最長、離職日の翌日から4年以内まで延長することができます。

申請期限の変更について

- 受給期間延長のハローワークへの申請は、妊娠、出産等の理由により引き続き30日以上職業に就くことができなくなった日の翌日以降、早期にさせていただくことが原則ですが、今回の変更で、延長後の受給期間の最後の日までの間であれば、申請が可能になります（下図参照）。
 - **ただし、申請期間内であっても、申請が遅い場合は、受給期間延長を行っても基本手当の所定給付日数の全てを受給できない可能性がありますので、ご注意ください**（下図*）。
- ※ 平成29年4月1日より前に申請を行い、申請期限が過ぎていたことで受給期間が延長されなかった方（下図参照）についても、再度申請をした場合、延長できる可能性があります。ハローワークにご相談ください。
- ※ 基本手当の受給期間延長のほかに、教育訓練給付の適用対象期間延長の申請、高齢雇用継続給付に係る延長の申請についても、同様に申請期限が変更となります。

<申請可能な期間の例>



妊娠、出産等の理由により
引き続き30日以上職業に就く
ことができなくなった日の翌日

* このタイミングで受給期間延長の申請をして、すぐに基本手当の受給手続きをした場合、残っている受給期間は3か月ですので、基本手当の所定給付日数の全てを受給できない可能性があります。できるだけ早期の申請をお願いします。